



+ '1 プラスワン建築設計事務所

Plus ONE Architect & Design

「建築工事の着工・完成までの申請手続き」シリーズ

- 1 . 建築関連申請の基本的なフロー編
- 2 . 開発許可申請 1 「開発行為とは」編
- 3 . 開発許可申請 2 「都市計画法 32 条・29 条、開発指導要綱」編
- 4 . 建築確認申請 1 「建築確認申請が必要な建物・最低必要な条件」編
- 5 . **建築確認申請 2 「規模と構造による申請の違い・その他の付随申請」編**
- 6 . 中間・完了検査 編



建築確認申請 2 「規模と構造による申請の違い・その他の付随申請」

構造計算適合性判定

建築物の建築（新築・増築・改築・移転）を行う場合には、原則として建築基準法第6条1項に基づく確認申請が必要です。また、平成19年6月20日に建築物の安全性に対する国民の信頼を回復するための“**建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律**”が施行されました。

この改正により確認申請の審査がより適正かつ厳格なものとなり、また一定の規模以上の建築物等は、建築主事または指定確認検査機関で確認審査をする際、都道府県または指定構造計算適合性判定機関による**構造計算適合判定**（ピアチェック）が義務づけられるようになりました。

構造計算適合性判定の対象となる建築物は下記のとおりです。

1. 一定規模以上の建築物（高さが60mを超える建築物（超高層建築物）以外の建築物で、**木造で高さ13m又は軒高9mを超えるもの、鉄骨造で4階以上のもの、鉄筋コンクリート造で高さ20mを超えるもの**など、法20条第2号及び令第36条の2第1号から4号までに規定されている建築物のほか、令第36条の2第5号に基づく告示（平成19年国土交通省告示第593号）に定められている建築物）
2. 許容応力度等計算（ルート2）保有水平耐力計算（ルート3）又は限界耐力計算（これらと同等以上に安全性を確かめることができる構造計算を含む。）を行ったもの
- 3.2の構造計算又は許容応力度計算（ルート1）で、大臣認定プログラムによるもの

その他の付随申請

建築確認申請時の付随申請としては下記のようなものがあります（事前の調査が必要です）

下記には開発許可時に同時に審査される場合もあります

都市計画法 53 条申請（都市計画道路・公園内の建築許可）

土地区画整理法 76 条申請（区画整理事業区域内の建築）

住宅性能評価（住宅の品質確保の促進等に関する法律により住宅性能表示制度に基づき評価してもらう）

長期優良住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律により住宅性能表示制度に基づき一定ランク以上の住宅を建設する）

住宅エコポイントの制度

住宅金融支援機構（フラット 35 など）

福祉のまちづくり条例（確認申請時に同時に審査されます）

バリアフリー法（旧ハートビル法・各行政による条例による義務付け面積や対象を拡大できます）

建設リサイクル法（新築の場合 500 m²以上の建築物・工事着手の 7 日前に届出）

省エネ法（2000 m²以上の建築物）

文化財関連（文化財包蔵地の試掘など）